

## 令和3年6月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月25日(金) 午後2時30分

2. 開催場所 坂井市多目的研修集会施設3階 大ホール

3. 出席委員 17名(番号は議席番号)

1番 本田 雄揮	2番 高山 重則	3番 加藤 昭治
4番 (欠員)	5番 清兼 義靖	6番 飛田 俊朗
7番 濱中 憲雄	8番 三寺 總左エ門	9番 南出 直美
10番 大川 勝利	11番 西端 勲	12番 岡田 幸夫
13番 伊藤 宏実	14番 藤田 一元	15番 田中 正信
16番 中垣内 勇夫	17番 (欠席)	18番 伊藤 勉
19番 森 勝義		

4. 欠席委員 名

17番 西端 和雄

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

書記 村本 竜也

(農業振興課)

主事 小林 勇成

次長 小林 一裕

書記 安久 佐由美

6. 提出議案

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第12号 現況証明願について

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

報告第5号 地目変更(畑地転換)届出の報告について

7. 議事録署名人

3番 加藤 昭治

5番 清兼 義靖

事務局長	<p>令和3年6月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>只今の出席委員数は17名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に3番加藤委員、5番清兼委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>&lt;説明&gt;では、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」をご説明させていただきます。4件でございます。</p> <p>整理番号8番、申請地は三国町川崎、計18,722㎡です。贈与により所有権を設定するものです。譲渡人は鯖江市西大井町〇〇さん、譲受人はアグリ川崎の構成員で、三国町川崎〇〇さんです。許可後のアグリ川崎の経営面積は5,389アールです。</p> <p>整理番号9番、今年3月総会において5条許可を行った案件であり、申請地は丸岡町乗兼、田、計15,117㎡のうち、4,305.6㎡です。営農型太陽光発電設備を設置するため、使用収益権（地上権）の設定を行うものです。貸人は丸岡町乗兼〇〇さんから借人丸岡町乗兼福井ソーラービルド(株)です。許可後の経営面積は266アールです。</p> <p>整理番号10番、申請地は坂井町田島、田、計13,335.6㎡です。贈与により所有権移転するものです。譲渡人は坂井町田島〇〇さん。譲受人は坂井町田島〇〇さんです。許可後の経営面積は133アールです。</p> <p>整理番号11番、申請地は丸岡町楽間、田、794㎡です。売買による所有権移転で、譲渡人は丸岡町楽間〇〇さん。譲受人は丸岡町楽間〇〇さんです。許可後の経営面積は56アールです。</p>
議長	<p>以上4件につきまして、ご審議をお願いいたします。</p> <p>この議案につきまして、ご意見を伺います。</p> <p>ご意見、ございませんか。</p>
議長	<p>無ければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第9号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<各委員> 異議なしの声

議 長	<p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 10 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>&lt;説 明&gt; それでは、議案第 10 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明させていただきます。</p> <p>整理番号 19 番、申請者は春江町石塚 ○○さんです。申請地は春江町石塚、畑、636 m<sup>2</sup>のうち 220 m<sup>2</sup>を住宅建築のため転用するものです。建築面積は 70.07 m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上 1 件につきまして、ご審議の程をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、現地確認の報告をお願いします。整理番号 19 番を 1 番本田委員、お願いします。</p>
本田委員	<p>議席番号 1 番、本田です。整理番号 19 番は、春江町石塚で申請者の息子さんが住宅を建築するもので、U型側溝や隣地との間にL型擁壁を設け、排水雨水は道路側の側溝に流れるということです。隣接農地は所有の農地であるため、営農についてもなんら問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>次に、地元委員のご意見を伺います。整理番号 19 番を 8 番三寺委員お願いします。</p>
三寺委員	<p>議席番号 8 番、三寺です。整理番号 19 番は現地確認のとおり問題ないと思われまます。</p>
議 長	<p>この議案につきまして、ご意見を伺います。</p> <p>ご意見ございませんか。</p>
委 員	<p>&lt;各委員&gt; 異議なしの声</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第 10 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>&lt;説 明&gt; それでは、議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明させていただきます。4 件のうち整理番号 20 番は審議不十分として総会の議題から外させていただきますので、よろしく申し上げます。今回は 3 件ございます。</p> <p>まず、整理番号 21 番、賃借権設定の議案でございます。借人は東京都港区 浜松風力 (株)。貸人は三国町池上 ○○さんです。場所は三国町池上、畑、829 m<sup>2</sup>です。こちらの方は風力発電の風車を運搬するため、方向転換用の補助路として一時転用するものです。</p> <p>続いて、整理番号 22 番、賃借権設定の案件でございます。借人は福井市日之出一丁目北陸電力送配電 (株)、貸人は丸岡町北横地 ○○さんほか 4 名です。铁塔工事に伴う工事用地として一時転用するもので、場所は丸岡町北横地、田、7,572 m<sup>2</sup>のうち 2,716.52 m<sup>2</sup>です。</p> <p>続いて、整理番号 23 番、所有権移転の案件でございます。譲受人は丸岡町高柳 ○○さん。譲渡人はあわら市南疋田 ○○さんです。場所は丸</p>

岡町西里丸岡、登記地目田、276 m<sup>2</sup>です。こちらは住宅建築を目的とするもので建築面積は87.03 m<sup>2</sup>です。

議 長                    それでは、現地確認の報告をお願いします。整理番号 21 番を 15 番 田中委員、お願いします。

田中委員                15 番 田中です。現地は交差点にある場所で、風力発電のプロペラを運搬するときに曲がり切れないということで、いったん斜めに入り向きを整えるものです。鉄板を敷くということで、畑の砂が崩れる可能性がありますが、一時転用で完了後復元を行うということから、問題ないと思われま

議 長                    続いて、整理番号 22 番を 14 番 藤田委員、お願いします。

藤田委員                14 番 藤田です。鉄塔工事に伴う一時転用で丸岡町北横地にすでに建設の鉄塔付近の農地です。プラロードを置き、その上に鉄板を敷くとのことで、排水も南側用水路に流すことから、問題ないと思われま

議 長                    続いて、整理番号 23 番を 16 番 中垣内委員、お願いします。

中垣内委員              16 番 中垣内です。現場は申請者の子供が住宅を建築するというもので、住宅街のなかに位置しています。雨水等は西側の道路に沿った側溝に流す計画です。農地の隣接もないため問題ないと思われま

議 長                    続きまして、地元委員のご意見を伺います。

整理番号 21 番を 3 番加藤委員お願いします。

加藤委員                3 番 加藤です。現地確認の意見のとおり特に問題ないと思われま

議 長                    次に、整理番号 22 番、19 番を森が報告します。

森 会長                    19 番 森でございます。整理番号 22 番につきましては、現地調査員の報告のとおりでございます。周辺への影響もないと思われま

議 長                    次に、整理番号 23 番を 1 番本田委員お願いします。

本田委員                1 番本田です。整理番号 23 番につきまして、現地調査員の報告のとおり特に問題ないと思われま

議 長                    それでは、この案件につきまして、皆様のご意見を伺います。

ご意見ございませんか。

委 員                    <各委員> 異議なしの声

議 長                    それではお諮りいたします。

議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。

議 長                    他に、ご意見はありませんか。

それでは、お諮りします。

議案第 11 号は、許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。

委 員                    <各委員> 異議なしの声

議 長                    異議がないと認めます。

議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め、意見決定いたしました。

議 長 次に、議案第 12 号「現況証明願について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> 議案第 12 号「現況証明願について」は、3 件です。

整理番号 7 番、出願人は丸岡町今福 ○○さん。土地は丸岡町今福、226 ㎡です。昭和 45 年に 2 階建ての物置を建築し、以降住宅敷地として宅地利用し現在に至るものです。整理番号 8 番、出願人は武生市本保町 ○○さん。土地は春江町寄安、226 ㎡です。昭和 50 年頃に株式会社新谷の営業のため、駐車場として利用し現在に至るものです。整理番号 9 番、出願人は丸岡町小黒 ○○さん。土地は丸岡町小黒、計 848 ㎡です。昭和 24 年から建物の敷地として隣地宅地と一体利用し、現在に至るものです。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

続いて、現地確認の報告をお願いします。

藤田委員

整理番号 7 番を 14 番藤田委員、お願いします。

14 番 藤田です。整理番号 7 番、丸岡町今福の案件です。航空写真のとおり、倉庫は昭和 45 年に建てられたものであり、また、倉庫北側はコンクリートで舗装されていて、南側は住宅の庭として使われていたもので、非農地であると確認しました。

議 長

整理番号 8 番を 1 番本田委員、お願いします。

本田委員

1 番 本田です。整理番号 8 番は確認の結果、工場すぐ隣の駐車場としての一体利用が長年されていると確認しています。

議 長

整理番号 9 番を 16 番 中垣内委員、お願いします。

中垣内委員

16 番 中垣内です。整理番号 9 番は丸岡町小黒の案件で、場所は集落内にあり宅地の一部分となっており、非農地であると思われます。

議 長

続きまして、地元委員のご意見を伺います。

整理番号 7 番を 1 番本田委員お願いします。

本田委員

1 番 本田です。現地確認された藤田委員の報告のとおりです。

議 長

続いて、整理番号 8 を 15 番田中委員、お願いします。

田中委員

15 番 田中です。現地確認の報告のとおり駐車場利用されており、問題ないと思われます。

議 長

続いて、整理番号 9 を 2 番高山委員、お願いします。

高山委員

2 番 高山です。整理番号 9 番丸岡町小黒の案件については、昭和 24 年頃から宅地として利用され、隣地の宅地と一体的利用となっており、非農地として問題ないと思われます。

議 長

他に、ご意見ございませんか。

それでは、お諮りします。

議案第 12 号「現況証明願について」は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員

<各委員> 異議なしの声

議 長

異議がないと認めます。

議案第 12 号「現況証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。

議 長

次に、議案第 13 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

事務局

<説 明> では、議案第 13 号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明させていただきます。

利用権設定を受ける者、いわゆる借り手側は 5 名、また利用権設定をする者、いわゆる貸し手側は 13 名となっております。次に、その利用権設定面積は、田、新規 19 筆、37,804 m<sup>2</sup>、畑、新規 2 筆 1,263 m<sup>2</sup>です。更新は畑 6 件、10,193 m<sup>2</sup>です。田畑新規更新合わせて 27 筆 49,260 m<sup>2</sup>です。

所有権移転の案件は今回、ございません。説明は以上です。

議 長

それでは、お諮りします。

議案第 13 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員

<各委員> 異議なしの声

議 長

ご異議がないと認めます。

議案第 13 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認いたしました。

議 長

次に、報告第 5 号「地目変更（畑地転換）届の報告について」を議題といたします。事務局の報告をお願いします。

事務局

<説 明> 報告第 5 号「地目変更（畑地転換）届の報告について」、6 月は 2 件ございます。

受付番号 190 番、場所は丸岡町末政の面積 1,569 m<sup>2</sup>です。届出者は丸岡町末政 中瀬農産(株)、同じく丸岡町末政 ○○さんです。こちらは育苗ハウスを建築するために届出があったものです。受付番号 191 番、場所は三国町三国東六丁目、田 608 m<sup>2</sup>です。届出者は三国町滝谷三丁目 ○○さんで畑作園芸のため地目変更するものです。

議 長

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。